

第4次男女共同参画プラン 評価表

番号	施策名	評価
1	男女共同参画に関する広報や啓発活動の推進 男女共同参画に関する各種情報や先進事例等を広く発信します。 ・多様な情報発信媒体による情報提供・啓発 ・講座や講演会の開催	C
2	育児への参画促進 育児にあたる大人が、積極的にかかわるようするために、知識や技術を習得することを支援します。 ・マタニティクラス ・子育て支援センターや児童館における子育てに関する情報紙等の発行や、講習会等の開催 ・離乳食教室	B
3	家庭教育学級と多様な生涯学習の充実 家庭教育学級に、男女共同参画に関する学習を積極的に展開します。また、生涯にわたり誰もが主体的に学べるよう、多様な学習機会等を提供します。 ・講座や講演会の開催	C
4	学校における男女共同参画に関する教育の充実 性別にかかわらず、個性と能力が生かせる教育を充実させ、人権の尊重、男女平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについての指導を行います。 ・男女平等の視点に立った指導の実施 ・固定的な性別役割分担意識に基づく通念・慣習等の見直し ・個性を生かす進路指導(キャリア教育の推進) ・スクールカウンセラーによる教育相談 ・職場体験学習	B
5	教職員の研修機会の充実 教育関係者に対し、男女共同参画に関する正しい理解の浸透を図ります。 ・研修会の実施	C
6	性・世代をこえた交流の促進 女性と男性、高齢者と若者が交流し、お互いのパートナーシップを深められるような機会を提供します。 ・ふれあい地区館事業 ・高齢者と子どものふれあい事業	B
7	男女共同参画センターの充実 男女共同参画社会の実現を推進するための拠点として、男女共同参画センターの充実を図ります。センター事業として、意識啓発や学習の場の提供、人材や団体の育成、相談の充実に取り組み、町民との協働・交流を推進します。	C
8	多様性を尊重した人権意識の啓発 人種、信条、性別、社会的身分等による、人権侵害を防止するため、人権意識の向上の啓発を図ります。 ・多様な情報発信媒体による情報提供・啓発 ・講座・講演会の開催 ・人権相談	C
9	LGBT等への理解促進 LGBT等に関する正しい情報により、人権への理解を深めていくための啓発を進めるなど、当事者が偏見や差別を受けることなく、自分らしく生活できるよう支援します。 ・多様な情報発信媒体による情報提供・啓発 ・講座・講演会の開催 ・パートナーシップ宣誓制度の導入の検討	C
10	学校におけるジェンダーやLGBT等への理解促進と相談体制の充実 児童生徒の発達段階や実態に応じて、性に関する指導を計画的に実施するとともに、教職員を対象としたLGBT等への理解促進のための研修を実施します。また、相談体制の充実を図ります。 ・思春期保健事業の推進 ・LGBT等に関する教育の推進	C
11	多文化理解の推進と国際交流の推進 国際理解講座、語学講座の開催、及び海外情報の提供や、多文化の相互理解を図る教育により、多文化理解を進めます。また、国際交流活動の充実を図ります。 ・国際理解講座や語学講座、交流の集いの開催等 ・友好都市(中国柳州市)、姉妹都市(アメリカウイスコンシン州スーペリア市)交流 ・中学生の海外派遣事業 ・国際理解教育の充実	C
12	育児・介護休業制度の普及・啓発のための環境づくり 事業者等へ育児・介護休業制度の普及・啓発を図ります。 ・多様な情報発信媒体による情報提供・啓発	C
13	町職員のワーク・ライフ・バランスの実践 長時間労働の是正、休暇取得推進等により、町職員のワーク・ライフ・バランスの向上を図るための環境づくりを行います。 ・時間外勤務命令の上限設定 ・年次休暇の計画的な取得促進 ・男性職員の育児休業取得促進	C
14	働きながら子育てする人の支援 家庭生活と仕事の両立支援に向け、多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図り、継続就労を支援します。 ・保育所の待機児童の解消 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・病児・病後児保育事業 ・一時保育事業 ・放課後児童健全育成事業	B

第4次男女共同参画プラン 評価表

番号	施策名	評価
15	介護に関わる相談・支援体制の充実 各種制度やサービスに関わる情報提供、相談・支援体制の充実を図ります。 ・家族介護者教室事業 ・介護予防・生活支援サービス事業 ・包括的支援事業 ・心配ごと相談事業	C
16	関係法令や制度に関しての情報提供 男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、女性活躍推進法の趣旨や内容の周知を図るとともに、同一労働同一賃金をはじめとした男女平等や男女共同参画に関する理解と協力を働きかけます。	C
17	女性のための就業支援と就業情報の提供 退職した女性の再就職やこれから就職する女性などの就業支援や職業教育を実施するとともに、情報提供や講座の開催、新規開業者の支援など、女性の起業への支援をし、新しい働き方の促進を図ります。 ・就職支援イベントや相談会の開催 ・求人や職業訓練情報の提供 ・中小企業庁の認定創業スクールの開催	C
18	自営業・農業等における男女共同参画経営の推進 男女共同参画経営を推進するため、女性が家族従業員として果たしている役割の適正な評価に努めるよう、啓発推進に努めます。また、「家族経営協定」の啓発と普及に努めます。 ・農業女性団体の育成指導	C
19	事業者等への女性の活躍促進 様々なライフステージにある働く女性一人ひとりがその個性と能力を発揮して活躍ができるように、事業者等に対して働きかけます。 ・多様な情報発信媒体による情報提供・啓発	C
20	各種審議会等女性委員比率の向上 各種審議会等の女性委員の比率が上昇するよう、関係各課へ女性委員の積極的な登用を求めます。また、公募制の導入等、委員構成の見直しを図り、多様な人材の参画が促進される環境を整えます。	C
21	町役場管理職への女性の登用 将来指導的職員になる係長、課長補佐職に女性職員を積極的に登用する取組を通して、町役場の管理職への女性登用を適性に応じて進めます。また、能力と知識の向上を図るため職員研修を行い、人材育成を図ります。	B
22	自治会等における方針決定過程への女性参画の促進 自治会等における女性役員の登用について働きかけを行い、地域における方針決定の場への女性の参画を促進します。	B
23	事業者等への啓発と理解促進 町内事業者等に対し、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）や男女共同参画に関する情報提供を行い、理解の促進を図ります。 ・多様な情報発信媒体による情報提供・啓発	C
24	社会参加の推進と生きがいづくり 様々な人が積極的に社会に参画できるよう、教養講座や趣味教室を開催し、生きがい活動を推進します。 ・講座・町民セミナーの開催 ・音楽で元気にするまちづくり事業 ・介護支援ポイント制度事業 ・シルバークラブの育成と支援	B
25	生涯スポーツ事業の推進 町民ニーズを的確に捉えながら、誰もが気軽に参加できるよう、世代に応じたスポーツ教室・講座の充実に努めます。 ・ふれあい地区館事業 ・スポーツ教室の開催	C
26	妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援 妊娠期からの母子保健サービスの充実や関係機関との連携により、育児や子どもの発達に関する様々な不安や問題を早期に発見し、継続した支援をより一層推進します。 ・子育て世代包括支援センター事業 ・産後ケア事業 ・各種健診、教室、助成事業の充実	B
27	疾病予防と健康づくりの充実 健康診査について、受診の推進を図りながら、性差を踏まえた心身の健康に関する正しい知識の普及・啓発を図り生活習慣病の予防対策を推進します。 ・多様な情報発信媒体による情報提供・啓発 ・各種がん検診・特定健診・高齢者健診・人間ドック・脳ドック等の健康診査の充実 ・保健指導の充実 ・運動による健康づくりの推進	B
28	こころの健康づくりの推進 ・こころの悩みに対する相談の場の充実 ・自殺対策の推進	C

第4次男女共同参画プラン 評価表

番号	施策名	評価
29	相談窓口の周知と相談体制の充実 様々な問題について気軽に相談することができ、適切な福祉サービスを利用できるよう、相談窓口の周知徹底を図ります。また、支援を必要としている人の早期発見・早期対応を図るため、関係各課と連携します。	C
30	生活困窮者の相談、支援体制の整備 生活保護の前段階にある複合的な問題を抱える生活困窮者の把握に努め、早期自立につなげられるよう相談体制を整備します。また、生活困窮者の早期自立に向けて、関係機関と連携した包括的支援をします。 ・生活保護の実施 ・生活困窮者自立相談等支援事業	C
31	地域活動支援センター運営事業 障害者等に創作的活動又は生産活動の機会を提供することにより職業訓練や社会訓練の場とするとともに、地域社会との交流を促進します。	C
32	子どもの教育・学習支援 家庭環境や経済状況に左右されることなく、子どもの学力が保障されるよう、学校教育の充実を図るとともに、学習に意欲的に取り組める環境づくりを推進します。 ・子どもの学習支援事業	B
33	子ども家庭総合支援拠点の開設 児童・家庭総合相談窓口を発展させ、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う子ども家庭総合支援拠点を令和4年度中に開設を目指します。	B
34	防災活動における男女共同参画の促進 防災・復興の全ての過程において、男女共同参画の視点が反映されるよう、防災会議をはじめとした会議や防災の現場において女性の参画拡大を推進します。	B
35	避難所運営及び避難所運営マニュアル等への男女共同参画の視点の反映 災害から受ける影響やニーズに関する性別による相違点や多様な人への配慮といった内容を避難所運営マニュアルに盛り込み、周知を図ります。また、避難所運営におけるハラスメント防止に取り組みます。	B
36	女性消防部の充実 女性消防団員の加入を促進するとともに、平常時より女性の視点での防災活動を推進するため、女性消防部の充実を図ります。 ・幼児から高齢者までを対象とした防火防災教室 ・各種イベントにおける防火啓発・消防団広報活動	B
37	防犯活動における男女共同参画の促進 青色パトロール等、地域の防犯活動における男女の参画を促進します。	B
38	DV等に関する意識啓発 多様な情報発信媒体などにより、DV等、あらゆる暴力の根絶に向けた啓発、相談窓口に関する情報提供を行います。	C
39	DV・虐待相談と被害者支援のための庁内連携及び関係機関との連携の強化 各課で実施している相談事業と連携を図り、DV・虐待被害者が相談しやすい環境の整備及び被害者の早期発見、被害の防止に努めます。被害者支援を総合的に推進するため、関係各課で情報交換を行うとともに、関係機関との緊密な連携を図ります。 ・絆会議の開催 ・要保護児童対策事業（児童虐待対策事業）	B
40	ハラスメント等の防止のための意識啓発と情報提供 ハラスメントに該当する行為を徹底して排除し、その防止に努めることにより、ハラスメントのない良好な職場環境の創出を目指します。さらに、町職員のハラスメントに関する意識の向上、相談体制の充実を図ります。 ・多様な情報発信媒体による情報提供・啓発 ・町役場内におけるハラスメント防止の周知徹底及びハラスメント苦情処理委員会の開催	B

	集計結果
評価 A	0
評価 B	17
評価 C	23
評価 D	0
評価 E	0
合計	40

- A 目標をはるかに上回る達成度合い
 B 目標を上回る達成度合い
 C 目標通りの達成度合い
 D 目標を下回る達成度合い
 E 目標をはるかに下回る達成度合い・未着手に近い